

鹿島グループの役員・従業員の皆さまへ

テニス保険のご案内

(テニス賠償責任保険特約セット 団体総合生活補償保険)

①保険料は一般契約よりも **32.5%割引**

(団体割引25%) (※損害率による割引10%)

②保険料払込みは便利な給与控除

令和7年5月給与から年間保険料を控除いたします

③日本国内のテニス施設内においてのケガ、賠償事故、
テニス用品の折損、曲損や盗難を補償します

**既にご加入いただいている皆さまは、
お申し出のないかぎり自動継続となります。**



☆ **WEBサイトでの手続きとなります。**

詳細は、P3 <ご加入の手続きおよび申込要領> をご参照ください。



保険期間 (ご契約期間) : 令和7年3月1日 (土) 午後4時から1年間

申込締切日 : 令和7年1月25日 (土) (最寄りのかたばみ必着)

【加入者証の発行について】

加入者証は、Web上で閲覧いただく「**Web加入者証**」となります。閲覧方法は、令和7年4月以降に当社HP・鹿島イントラネットに掲載いたします。また、当社にメールアドレスをご登録済の方には、閲覧可能になりましたら個別にお知らせいたします。まだご登録されていない方は、当社HP内「お客さま情報登録」から是非ご登録ください。(当社HP、お客さま情報登録のURLは最終ページをご覧ください。)

この保険は鹿島建設株式会社を保険契約者とし、鹿島グループ各社の役員・従業員を加入者とするテニス賠償責任保険特約セット 団体総合生活補償保険の団体契約です。下記①～③より補償の対象となる方(被保険者)をご指定いただけます。ご本人を除きご家族のみを補償の対象とすることも可能です。

①役員・従業員ご本人 ②役員・従業員の配偶者(※1)、子ども(※2)、両親、兄弟姉妹 ③役員・従業員ご本人と同居している親族(※3)

(※1) 配偶者とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。

(※2) お子さまには、被保険者本人と養子縁組した子も含まれます。

(※3) 親族とは、ご本人の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。

(注) テニス賠償責任保険金については、被保険者が責任無能力者の場合、その方に関する事故については、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する親族を被保険者とします。

鹿島グループの皆さまの保険取扱代理店

株式会社 かたばみ

(連絡先は最終ページをご覧ください)



法律上の賠償責任

(テニス賠償責任保険特約)

日本国内のテニス施設において、テニスの練習中、競技中または指導中に発生した偶然な事故により、他人の身体の障害または他人の財物の損壊について法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合、保険金をお支払いします。

☆示談交渉サービス付き

日本国内において発生したテニス賠償責任保険特約の対象となる賠償事故について、被保険者からお申し出があり、かつ被保険者の同意が得られる場合に、引受保険会社は原則として被保険者のために示談交渉をお引き受けいたします。(相手の方が保険会社との交渉に同意しない場合を除きます)

※話し合いでの解決が困難な場合等、引受保険会社は必要に応じ被保険者の同意を得たうえで弁護士に対応を依頼することがあります。



ご自身の傷害

(テニス傷害補償特約)

日本国内のテニス施設において、テニスの練習中、競技中または指導中に急激かつ偶然な外来の事故によってその身体にケガを被った場合、各保険金をお支払いします。

- ・傷害死亡保険金
- ・傷害後遺障害保険金
- ・傷害入院保険金
- ・傷害手術保険金
- ・傷害通院保険金



用品の損害

(テニス用品補償特約)

日本国内のテニス施設において、テニス用品に次のいずれかによって損害が発生した場合、保険金をお支払いします。

①テニス用品の盗難

(テニスボールの盗難は、他のテニス用品と同時に発生した場合に限ります)

②テニスラケットの折損または曲損

補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、「[お支払いする保険金および費用保険金のご説明](#)」をご確認ください。

用語のご説明

この保険における主な用語について説明します。

テニス施設	専らテニスの用に供するテニスコート、テニス練習場および更衣室等それらの付属施設をいいます。ただし、駐車場は含みません。
テニスの練習中、競技中または指導中	テニスの練習中、競技中または指導中に伴うテニス施設内での更衣、休憩を含みます。
テニス用品	テニスラケット、テニスボール、その他のテニス用に設計された物および被服類ならびにそれらを収容するバッグ類であって、被保険者所有のテニス用品一式をいいます。 (注)時計、宝石、貴金属、財布、ハンドバッグ等の携行品を含みません。

保険金額と保険料表

セット名	A	B	C
テニス賠償責任保険金額 (免責金額0円)	5,000万円	1億円	3億円
傷害死亡・後遺障害保険金額	100万円	200万円	250万円
傷害入院保険金日額 (支払対象期間180日・支払限度日数180日・免責期間0日)	1,500円	3,000円	3,750円
傷害手術保険金	傷害入院保険金日額の10倍(入院中)または5倍(入院中以外)		
傷害通院保険金日額 (支払対象期間180日・支払限度日数90日・免責期間0日)	1,000円	2,000円	2,500円
テニス用品保険金額	3万円	5万円	20万円
年間保険料(一時払)	1,120円	1,320円	1,730円

- ◆記載の保険料は、団体割引25%(被保険者数5,000名以上10,000名未満)、損害率による割引10%を適用しています。
- ◆補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。

ご加入の手続きおよび申込要領

既加入者のみなさま

専用WEBサイト【 <https://aioinissaydowa-ej.jp/> 】にログインして、
加入しているセット名・補償内容をご確認ください。

※募集コード,ログインID,パスワードが不明の際は、[かたばみ](#)まで問合せください。

内容変更なし
(継続加入)

お手続きは不要です。(自動継続)

・内容変更あり
・脱退の場合

専用WEBサイトにてお手続きください。

新規加入される場合

かたばみ(E-mail:info-hoken@katabami.co.jp)までご連絡ください。

※自動継続についてのご注意

- ・ご加入内容の変更、または継続しない旨(脱退)のお申し出がない限り、申込人の方がご退職されるまで保険契約の満了する日と同一内容で継続加入のお取扱いをいたします。
- ・継続後の保険料は、継続日現在の保険料率によって計算されます。
- ・保険金請求事故が多発した場合などについては、ご継続を中止させていただくことがあります。

その他の詳細について

補償内容の詳細、保険金をお支払いできない主な場合等については、右記コード・URLより、「重要事項のご説明」、「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。右記コード・URLから確認できない場合は取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

重要事項のご説明



GN22D010184

https://aioinissaydowa-wpm.jp/gid/ds_dskotenn2206.pdf

お支払いする保険金および費用保険金のご説明



GN19D010074

https://aioinissaydowa-wpm.jp/gid/oc_dskotenn2106.pdf

事故が起こった場合

賠償損害、用品の損害に関わる事故が起こった場合には、遅滞なくかたばみまたは引受保険会社までご連絡ください。また、傷害（ケガ）に関わる事故が起こった場合には、事故発生日から30日以内にかたばみまたは引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合には、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

（ご注意） テニス施設内で事故が発生した場合には、ただちにその事実を施設へ報告いただき、事故証明書の発行をご依頼ください。
なお、事故ごとで他に必要な書類がございます。詳細は以下をご覧ください。

- 賠償事故について
日本国内のテニス施設内において発生したテニス賠償責任保険特約の対象となる賠償事故について、被保険者のお申し出があり、かつ被保険者の同意が得られれば、引受保険会社は原則として被保険者のために示談交渉をお引き受けいたします。なお、次のいずれかの場合は引受保険会社による示談交渉を行うことができませんのでご注意ください。
 - ・1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が、テニス賠償責任保険特約で定める保険金額を明らかに超える場合
 - ・相手の方が引受保険会社との交渉に同意しない場合
 - ・相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合
 - ・被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合
 - ※話し合いでの解決が困難な場合等、引受保険会社は必要に応じ被保険者の同意を得たうえで弁護士に対応を依頼することがあります。
- 用品の盗難事故について
必ず警察にお届出のうえ盗難届受理番号を受領ください。（テニス施設の証明書のみではお支払いの対象とならない場合があります。）
- 用品の破損事故について
「修理見積書（または修理不能証明）」および「損害品の写真」等の書類の提出が必要となります。
- 用品の事故に係わる保険金の支払いについて
盗難による損害は、盗難にあった時の保険価額を基準に、用品の保険金額を限度に保険金をお支払いします。破損等による損害は、修理費をお支払いします。（保険価額または用品の保険金額のいずれか低いほうが限度となります。）なお、保険価額とは、テニス用品に損害が生じた時点におけるテニス用品の価額をいいます。

ご加入の注意点

<重複契約に関する注意事項>

賠償損害、用品の損害については、補償内容が同様の保険契約（団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます）が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。
※複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

- ◆このパンフレットはテニス賠償責任保険特約セット団体総合生活補償保険の概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくはご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご用意していますので、かたばみまたは引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、かたばみまたは引受保険会社にお問い合わせください。
- ◆ご契約のしおり（普通保険約款・特約）および保険証券は、保険契約者（鹿島建設株式会社）に交付されます。
- ◆他の保険契約等の有無については、危険に関する重要な事項の告知事項として加入申込票に記入していただきます。正しく記入しなかった場合には、ご契約を解除することがありますのでご注意ください。
- ◆加入申込票記載事項（年齢・他保険加入状況・保険金請求歴等）等によりご契約のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

かたばみ 連絡先

e-mail : info-hoken@katabami.co.jp

株式会社 かたばみ (本社)

〒107-8638 東京都港区元赤坂1-5-8虎屋第2ビル
TEL:03-5413-8115 FAX:03-5413-8120

かたばみのHPはコチラ

<https://www.katabami.co.jp/insurance/hoken/index.php>



お客さま情報登録はコチラ

<https://www.katabami.co.jp/insurance/hoken/contact/mail.agreement.html>

